

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	_____
------	-------

評価実施機関名

香芝市教育委員会

公表日

令和7年7月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
②事務の概要	学校保健安全法の定めるところにより、要保護又は準要保護の児童生徒が下記の疾病にかかった場合、その治療のため保護者が負担する医療費を援助する。 ■要保護又は準要保護 ・生活保護を受けている世帯の市立学校に通う小学生・中学生(要保護児童生徒) ・就学援助を受けている市立学校に通う小学生・中学生(準要保護児童生徒) ■対象疾病 ・学校保健安全法に基づく「医療券」で治療できる病気は、同法施行令第8条による疾病 ・トラコーマ、結膜炎 ・白癬、疥癬、膿痂疹 ・中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド ・寄生虫病(虫卵保有者を含む) ・う歯 のうち、学校長より指示のあったものに限る。 <学校保健安全法に基づく市町村の事務> ■就学時の健康診断(第11条) ・市町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により、翌学年の初めから学校に就学させるべき者の健康診断を行わなければならない。 ■健康診断の結果に基づく措置(第12条) ・市町村の教育委員会は、健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、義務の猶予若しくは免除、または特別支援学校への就学に関する指導を行う等、適切な措置をとらなければならない。 ■地方公共団体の援助(第24条) ・地方公共団体は、設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、または特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童または生徒が、感染性または学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたとき、その保護者に対して必要な援助を行う。 ■国の補助(第25条) ・国は、地方公共団体が前条の規定により援助を行う場合、予算の範囲内でその援助に要する経費の一部を補助する。 <主な事務処理> 市町村教育委員会は、学校保健安全法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、以下の事務を正確に行うために特定個人情報を利用する。 ■対象者管理 ・就学援助の対象者について、健康診断情報(疾病名、医科/歯科、薬剤の有無等)を管理する。 ■医療券の発行 ・上述の就学援助対象者に健康診断結果を基に医療券(医科・歯科・調剤)を発行する。 ■実績管理 ・医療機関から送付されるレセプト情報に基づいて医療機関情報、疾病別の医療費等を管理する。
③システムの名称	・就学事務システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム ・EUCシステム ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム

2. 特定個人情報ファイル名

- ・就学援助関係ファイル
- ・住登外者宛名番号管理関係ファイル
- ・団体内統合宛名関係ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係) ・第9条(利用範囲) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村教育委員会」の項のうち、下欄(法定事務)に「学校保健安全法」の対象事務が含まれる項(40の項)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・第三欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報」が含まれる項など(125、161の項) <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」の項のうち、第二欄(事務)に「学校保健安全法」の対象事務が含まれる項(63の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局学校教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香芝市教育委員会事務局学校教育課 〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地 Tel 0745-76-2001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香芝市教育委員会事務局学校教育課 〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地 Tel 0745-76-2001
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年6月26日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①特定個人情報の入手に関する対策 ・就学事務システム(就学援助)における措置：個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・宛名番号や用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ②必要な情報以外を入手することを防止する対策 ・就学事務システム(就学援助)における措置：データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。 ・複数人による二重チェックを実施している。 ③不正な使用を防止する対策 ・就学事務システム(就学援助)における措置：ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。 ・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。 ・庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。 ④特定個人情報の使用に関する対策 ・就学事務システム(就学援助)における措置：個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。 ・庁内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。 ・アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。 ⑤ユーザ認証の管理 ・就学事務システム(就学援助)における措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。 ・不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。 ・共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。 ■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	■本市における措置 ①技術的安全管理措置 ・就学事務システム(就学援助)へのアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ②移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報(サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される)。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月10日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和2年6月1日 時点	令和3年6月10日 時点	事後	年1回の定期的な見直し・再評価
令和3年6月10日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和2年6月1日 時点	令和3年6月10日 時点	事後	年1回の定期的な見直し・再評価
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う号スレによる修正
令和5年8月4日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和3年6月10日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	年1回の定期的な見直し・再評価
令和5年8月4日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和3年6月10日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	年1回の定期的な見直し・再評価
令和6年10月29日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和5年7月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	年1回の定期的な見直し・再評価
	I 関連情報 1. ②事務の概要	(簡易な記載)	(詳細な記載に修正)	事後	年1回の定期的な見直し・再評価
	I 関連情報 1. ③システムの名称	・就学援助関係ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル	・就学事務システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム ・EUCシステム ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム	事後	年1回の定期的な見直し・再評価
	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	就学援助ファイル	・就学援助ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル	事後	年1回の定期的な見直し・再評価
	I 関連情報 3. 法令上の根拠	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第40の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第23条	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係) ・第9条(利用範囲) ＜別表(第九条関係)における利用範囲の根拠＞ 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村教育委員会」の項のうち、下欄(法定事務)に「学校保健安全法」の対象事務が含まれる項(40の項)	事後	年1回の定期的な見直し・再評価
	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	【情報提供】 なし 【情報照会】 番号法 第19条第9号	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 ＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠＞ ・第三欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報」が含まれる項など(125、161の項) ＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞ ・第一欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」の項のうち、第二欄(事務)に「学校保健安全法」の対象事務が含まれる項(63の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)	事後	年1回の定期的な見直し・再評価
	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和6年7月1日 時点	令和7年6月26日 時点	事後	年1回の定期的な見直し・再評価
	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和6年7月1日 時点	令和7年6月26日 時点	事後	年1回の定期的な見直し・再評価
	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	就学援助システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	(詳細な記載にするとともに、ガバメントクラウド移行に関する措置を追記)	事後	年1回の定期的な見直し・再評価
	Ⅳ リスク管理 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	年1回の定期的な見直し・再評価
	Ⅳ リスク管理 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		選択肢の変更に合わせて、内容を一新。ガバメントクラウドに関する記載を追加。	事後	年1回の定期的な見直し・再評価